

第1回 仙台市いじめ対策等検証専門家会議

日 時：平成29年10月14日（土） 15：00～17：30

会 場：市役所本庁舎2階 第一委員会室

出席者：木村民男委員、氏家靖浩委員、庄司智弥委員、高橋興委員、笛木啓介委員、
藤原啓二委員

- 次 第
- 1 開会
 - 2 委嘱状交付
 - 3 市長挨拶
 - 4 委員紹介
 - 5 正副会長の選出
 - 6 検討依頼
 - 7 議事
 - (1) 仙台市いじめ対策等検証専門家会議の運営細目について
 - (2) 今後の会議の進行予定について
 - (3) これまでのいじめ防止対策について
 - (4) 体罰等アンケートの実施状況について
 - 8 閉会

- 配付資料
- 資料1 仙台市いじめ対策等検証専門家会議委員名簿
 - 資料2 仙台市いじめ対策等検証専門家会議設置要綱
 - 資料3 仙台市いじめ対策等検証専門家会議の運営細目について（案）
 - 資料4 今後の会議の進行予定について（案）
 - 資料5 これまでのいじめ防止対策について
 - 資料6 体罰等に関する全校アンケート調査の実施状況について

1 開 会

2 委嘱状交付

（市長から各委員へ委嘱状を交付）

3 市長挨拶

○市長

本日は、大変ご多忙の中を仙台市いじめ対策等検証専門家会議の第1回会議にご出席いただき、心から感謝申し上げます。

ご承知のように、本市におきましては、2年7カ月という間にいじめを背景とする中学生の自死事案が3件立て続けに発生をいたしました。大変痛ましい事態でございました。また、本年4月に発生いたしました3例目の事例につきましましては、学校の教員による体罰と考えられる行為があったことも明らかになったところです。

こうした事態を受けまして、当該学校の生徒や関係者だけではなく、広く市民の皆様の本市の教育に対する信頼が揺らいでいる状況でございました。

言うまでもなく、今後二度とこうした事態で前途ある青少年の尊い命が失われるとい

うことがあってはならないと思っています。市の総力を挙げて取り組んでいかなければならないという強い決意のもと、新たに私のもとにいじめ対策等を総括的に検証する会議を立ち上げ、こうして今日、皆様方にお集まりをいただいたところです。

個別の自死事案についての調査や原因究明等は、別途、専門家委員会や再調査委員会において行うこととなっていますので、この会議では、これまでの本市のいじめ防止等の施策全体を総括的に検証していただき、課題のご指摘や今後の方向性に関するご意見を賜りたいと存じます。

学校現場や教育委員会だけの対応ではなく、市長部局の発達相談支援センターや児童相談所のような関係機関や、また、日ごろからの地域の皆様との効果的な連携のあり方などについても幅広くご意見をいただきたく存じます。

また、現在、仙台市立の学校の児童生徒、保護者を対象にした体罰に関するアンケートを行っているところでございまして、今後、その調査結果などもお示しをして、ご意見をいただいております。

この会議の中でいただいたご意見につきましては、私と教育委員の協議調整の場であり、また、総合教育会議などを活用しながら、十分に参考とさせていただきます、施策に反映をさせてまいりたいと考えております。

改めまして、皆様の専門的な知見、ご経験から、忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての私から挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

4 委員紹介

○事務局（コンプライアンス推進担当課長）

（事務局より資料1に基づき委員及び出席者紹介）

5 正副会長の選出

○事務局（コンプライアンス推進担当課長）

（資料2に基づき会議の概要に基本的事項について説明）

（委員互選により、会長に木村委員を選出）

（木村会長より、副会長に氏家委員を指名）

○木村会長

私は、今、大学におりますが、中学校教員であります。38年間、社会教育、生徒指導、それから教育行政と歩いてきました。生徒指導で大変だったこともあります。退職後は、東松島市の教育長を1期4年2カ月務めまして、その後、石巻専修大学に勤務し、6年目になります。

いじめに関しては、私は、弱い者をいじめるということは卑怯なことであるというふうにずっと言い続けてきました。世の中から弱い者をいじめるというのをなくしていきたいとずっと思ってきました。もう一つは、学校は夢と感動があり楽しいところではないといけないといつも思っております。

その2点と関連して、今回の仙台市でのいじめのこの問題について、よりよい方向を、皆さんと一緒に見出せばなというふうに思います。

○氏家副会長

私は、日本学校心理士会宮城支部長ということでご推薦を受けまして、本務としては、仙台白百合女子大学で教育相談、特別支援教育の科目を担当しています。

一昨日、本県の高校で生徒指導主事を担当されている先生方100名ほどが集まった場で教育相談に関する講義を2時間ほどさせていただいたうちの4分の1くらいはいじめに関する事で、いかに先生方がいじめに気づいてあげられるかがすごく重要という話をさせていただいたところでした。

昨日は、心に病を抱えた方とその家族へ向けての講話を2時間ほどしてきたのですが、心に病を抱えた方、あるいは発達障害を抱えた方々が、少なからずいじめの被害者になっている場合があります。私たち大人は「いじめ」という言葉でくくりますが、本人たちは、それをいじめではないと思っているんですね。いじめじゃなく、自分だけが不愉快な思いをしていて、これはいじめではないから自分で抱えておこうと思ったりするような方が多いようです。

私たちは、「いじめ」という言葉で、学齢期に起きるものだろうという仮定に基づいて話をすることが多いですけれども、実は、「いじめ」という言葉を使わず、自分だけが耐えていけば何とかなるんだという思いをしながら年齢を重ねている青少年が多い。大人社会の中にも、実は「いじめ」という言葉は使っていないけれども、人間関係のひずみ、ゆがみというのは多くあるのではないかなと思っています。私たち自身が、多分「いじめ」という言葉を使わないで人間関係のゆがみ、ひずみ、苦しみに敏感になると、おのずといじめというのはなくなっていくのではないかと思いますので、そういうものに気づいていけるための発信をする場としてこの会議が機能できるというのかなと考えています。

6 検討依頼

(市長から会長に検討依頼書を手交)

(市長退席)

7 議 事

○木村会長

議事に入る前に、私からの提案でございますが、他の委員の皆様からも専門分野の紹介等も兼ねて簡単に自己紹介をお願いできればと思います。議事も進めやすいし、いろいろ話題が深まるのではないかなと思いますので、恐れ入りますが、名簿順ということで庄司委員からお願いします。

○庄司委員

私は、仙台弁護士会所属の弁護士として、弁護士会の子どもの権利委員会というところの中の、特に教育法制ということで学校問題関係を検討する部会に属しています。本年、その部会長を仰せつかってございまして、それで推薦を受けたという次第です。

いじめの問題については、いじめられている側の代理人という形で対応したことも、逆にいじめたと言われている側の相談を受けたこともありますので、どちらのいうところではありませんが、いずれにしても学校と子どもの問題というところについて

弁護士会の中でも検討しているところです。

法律の専門家ではありますが、学校現場の専門家ではありませんので、いろいろ教えていただければと思います。

○高橋委員

私は、学校教育現場に17年間いましたが、40代でもう卒業してしまい、それ以降はほとんど教育行政にしか関わっていませんので、いじめについて精通しているとはとても言い難いと思っています。

私がお役に立てるとすれば、仙台市や宮城県にも何度か参りましたが、学校支援、地域が学校を支援する活動として、国の取り組みで平成20年度から始まった学校支援地域本部事業、ソフト事業としては50億の予算をかけて始まった大きな事業でしたけど、その制度設計に中教審の生涯学習分科会委員として関わったために、その後5年間くらいは推進役として全国各地を歩きました。そうしたことで、学校と地域の関わりをどのようにすべきかというようなことについては、非常に興味を持って取り組んできたつもりです。ここ数年は、大学の研究テーマとして小中一貫教育、ここ3、4年は、人口減少下の学校教育のあり方ということで学校統廃合だとかということで、これまた全国的な課題ですので、全国を歩いております。

その中で、やはり今、学校というのは大きく変わらなければいけないのではないかと。特に最近、小規模校では、実にさまざまな展開をしていて、えっと思われるようなこと、何でもありというふうな状況になっているのではないかなということを感じております。仙台は規模の大きい自治体ですけれども、これまでの取り組みについて勉強させていただきながら、従来のような学校の見方、それに基づくやり方で本当にいいのかというあたりは、ぜひ意見を出してまいりたいと思っています。

○笛木委員

私は、全日本中学校長会で今年度から生徒指導部長を務めています。本務は東京都の大田区立大森第三中学校の校長をしています。今まで教育行政に出たこともありませんので、現場一筋です。

校長になって今年で9年目、4校目になりますけれども、どこの学校でもいじめの問題に関しては、多かれ少なかれ様々ありまして、全中の生徒指導部のほうで、全国に向けてアンケート調査等もしているのですが、その中でもここ数年は、暴力的な問題行動で大変だというよりは、いじめ、不登校、特別支援教育など、どちらかというところ、静かなんだけど、かえってそれが大変だというような問題を抱えている学校が多いような気がしています。

現場の校長として少しでも貢献できる意見を述べさせていただければと思います。

○藤原委員

法務局では、国民の皆様の人権を守るということで、社会的弱者と言われている女性ですとか高齢者、それから、子どもの声を幅広く聞いて、相談を受けて、その中から人権侵害と思われる事件について救済活動を行っています。

いじめにつきましては、やはり今、他人を思いやるといった気持ちが不足しているのではないかとということで、特に法務局と人権擁護委員とで学校にお邪魔をして、1単位いただいて人権教室をやっています。その中で他人を思いやって、傷つけたりするような言葉、行動、そういったことをしてはいけないよといったことの啓発をしてい

るということであります。

そのほか、子どもの人権110番の専用ダイヤルやSOSのEメールを常時設けています。それから、先週からSOSミニレターということで、全国の小中学生全員に配布していて、これは中が便箋になっていて切手を貼らなくても私ども法務局のほうに届くものです。いじめを受けた、体罰を受けた、誰にも相談できないといったような子どもからの声を拾って、学校と連携しながらそういった子どもを救済していくという事業になります。

仙台市でも本当に悲しい事件が起きていますので、こういったことが二度とないように、少しでも役に立てたらいいなというふうに思っています。

(1) 仙台市いじめ対策等検証専門家会議の運営細目について

○木村会長

それでは、議事に入りたいと思います。

議事の(1) 専門家会議の運営細目は、会議の公開に関することや議事録の作成等についてということですので、事務局から案の説明をお願いいたします。

○事務局(コンプライアンス推進担当課長)

(資料3に基づき説明)

(意見なし)

○木村会長

それでは、早速でございますが、議事録の署名は五十音順で、本日の会議については氏家副会長にお願いしたいと思います

(氏家副会長・了)

(2) 今後の会議の進行予定について

○木村会長

議事の(2) 今後の会議の進行予定についてですが、今回、初めての会議ですので、事務局より、大まかな今後の進め方についてご提案をいただきたいと思います。

○事務局(コンプライアンス推進担当課長)

(資料4に基づき説明)

○庄司委員

確認ですが、第1次まとめというのがありますが、これは具体的に何かまとめた書類、提言みたいなものを提出するということが予定されているものですか。

○事務局(コンプライアンス推進担当課長)

この会議におきましては、例えば、答申や報告書のような形で会議の総意としてのものを作っていただくことは予定しておらず、随時皆様からご意見、ご議論を頂戴するという事になっております。「第1次まとめ」と記載していますのは、そこまでの主だった意見をまとめて一度振り返る機会を設けたいと、そのような趣旨でございます。

○木村会長

では、このような進行予定でよろしいですか。

(一同、了)

(3) これまでのいじめ防止対策について

○木村会長

続きまして議事の(3) これまでのいじめ防止対策について、まず資料5の1. いじめの未然防止に向けた取り組みに関する部分についてご説明願います。

○事務局(教育相談課長、教職員課長)

(資料5 1.いじめの未然防止に向けた取り組み に基づき説明)

○木村会長

初めに、(1) 児童生徒に対する教育・啓発等について、ご意見をいただきたいと思えます。

○笹木委員

まず、(1)の「いじめ防止「きずな」キャンペーン」に関して、具体的な取り組みが見えると、イメージが浮かぶんじゃないかなと思います。

また、児童生徒のいじめ防止に対する意識の向上を図っているということ的成果として見るには、これだけ向上しましたという何か測定方法みたいなものがあるのではと思うのですが、どのようにそれを測定しているのか。例えば、アンケート調査をするとか、また、保護者から話を聞くとか、そのあたりをできればご説明いただけるとありがたいと思えます。

○事務局(教育相談課長)

小学校の例では、友達のいいところを互いにメッセージとして掲示して、それを月ごとに木になぞらえて、学級掲示で増やしていくというような取り組みを継続している学校があることを、学校訪問で数校確認しています。日ごろからお互いのいいところを見つけたり褒めたりするという一方で、他を思いやる心が醸成されているというような話を校長先生から受けています。

それから、小中連携の例ですが、小学校と中学校で合同会議をしまして、いじめ防止のために私たちに何ができるのかを話し合い、それを行動宣言としてまとめるという取り組みがあります。骨子の部分まではその合同会議で決め、その後、児童会と生徒会の子ども達が最終案を協議して、小中合同で作った行動宣言ということで取りまとめて、それを掲示物として掲示するというような取り組みです。

また、教育委員会の「まもらいだー」というキャラクターの着ぐるみを使って、中学生がいじめ防止の寸劇を行い、それを小学生に見せて、いじめ防止の気持ちを高めるといった取り組みを、小中連携で継続して行っている中学校区もございました。

子どもたちの意識の向上の測定ですけれども、現在のところは、各学校訪問で直接管理職の先生から聴き取るといったような方法しか実施しておらず、アンケート等で数値的な値までは押さえていません。今後検討していきたいと思えます。

○庄司委員

今の数値の話で関連してですが、いじめの被害があるか、あるいは見たことがあるかというアンケートを学校でとっていると思うのですが、そのアンケートの回答の数字が、いじめ防止対策をやった結果として減っているという具体的な数字が出ていれば、それは浸透がはかれているということに多分なるのだらうと思えますが、その数字の変化が手がかりになりませんか。

○事務局(教育相談課長)

いじめの認知件数は、正確な年間の数字は文部科学省の問題行動調査の認知件数になるのですが、これは、平成25年度が1万3,790件、26年度が1万4,158件、27年度が1万4,428件と微増傾向でして、いじめの認知件数が減ってきたというような状況ではありません。

○木村会長

いじめという定義がすごく難しいということもあって、減ってはいないということだそうです。

○氏家副会長

私自身、色々と学校に関わってきて思う部分ですが、例えば、「いじめ防止『きずな』サミット」や「いじめストップリーダー研修」は、活動自体はとても良いことだと思います。ただ、学校で、これに出す児童生徒をどのように選ぶかと考えたときに、この子はよそに出してもいいよなという子を選出するのではないかと。もちろん、リーダーとしてふさわしい子になってほしいということで選出するのですが、サミットに出て、リーダー研修も受けて、戻ってきた後に、一生徒、一児童であるその子が、いじめの防止のために背負うものが大きくなるのかなと思うと、それはまた話が違うのではないかという思いがあります。もう少し色々な意味を含めて、校内のリーダー研修として、各校から選出してくれというのであれば、自薦する子も出てくるかもしれないし、先生方も指名の工夫があると思いますが、いじめ防止の取り組みとして、選ばれる子というのはどういう子なのかなと考え込んでしまいます。こういう形の活動は悪くないと思うのですが、どういう児童生徒が選ばれてくるのかと考えたときに、その子に色々なものを期待しながら、いじめ防止のための役割も背負わせるような形の研修だとすると違和感を覚える部分があります。明るい校内づくりのために、児童生徒の中でのスクールリーダーになってほしいというような研修で、その中に、校内での人間関係づくりであるとか、いじめを予防するための研修などが含まれているなら別ですが。「いじめ」という言葉は、非常にネガティブな印象が強い言葉で、その名目で選ばれるということで使命感を感じる児童生徒の方もいるでしょうけれども。そういう児童生徒がいてもいじめは防げなかったということに向き合っていかなければならない。そう考えたときに、サミットやリーダー研修という形での取り組みの効果は、ゼロとは思いませんが、私は余りなかったと考えた方がいいと思います。学校で児童生徒を選出するときに、いじめを防止しようという次元とは違う次元で選んでいたのではないかなと感じてしまいます。

同じような流れで、いじめ対策専任教諭の配置も、校務分掌を決めるに際して、「先生そろそろこのあたりの役割もやってもらえませんか」という話で選んでいたとすれば、指名された先生も大変だったのではないかと思います。その分、いくつか通常業務を減らしたのはありがたいかもしれませんが、私は、「いじめ」のためだけに特化しても意味はないと思います。「いじめ」という言葉を使わなくても、ゆがみ、ひずみは校内に起きているものだと思いますので、少しコンセプトは違うのかもしれませんが、校内の全域にわたってゆがみ、ひずみのようなものは是正のためのスタッフを加配する方が、よほど効果があったのではないかと思います。「いじめ」という名前をつけて何かやれば効果があるという発想法はそろそろやめたほうがいいと思いますので、いじめ対策専任教諭を配置するよりは、校内でスーパーバイザーになれる、

先生方の悩み事を受けとめてくれる先生を職員室に置いてあげたほうが望ましいのではないかというのが1つの意見です。

最後に、このいじめ防止に向けた研修の実施、いじめ対応等の相談のための教職員相談支援室、これは大変良い取り組みだと思います。こういう形で、先生方が抱えている負担感を相談できる場所があるということは、とても良いことだと思います。研修についても、色々な意味での生徒指導や、学校経営、学級経営のための研修の中にいじめに関することや人間関係に関する事が盛り込まれるというのが多分一番良くて、この2つに関しては、今後も予算措置を講じて継続するのがいいと思います。

○木村会長

正直なお考えだと思うのですが、色々な取り組みはしているものの、きれいごとで終わってしまっていないかというふうなお話でした。

私も、本当にそれぞれの学校が、真剣にどのように取り組んでいるのかということが、この中で見えないのではないかなというふうに思います。実効性のあるものを一部でもいいですでお知らせいただければと思います。

○事務局（教育相談課長）

リーダー研修会でどのような生徒が選ばれているかという点については、中学生でするので、生徒会の役員であるとか、そういった子どもたちが多いようです。

参加した児童生徒に、何かを背負わされるというのではなく、学校に戻れば仲間がいますので、広げていくという発想で、子どもたちに伝えているところです。当然そこには、教員のサポートも必要です。例えば、リーダー研修会が終わった後、体育館に全生徒が車座になり、リーダー研修会に参加した2名の生徒が、研修会で話し合った内容をみんなに伝えて、私たちはいじめをなくすためにはこう思うんだ、という話をして、それを踏まえて中学1年生から3年生まで、私たちに何ができるのかということ協賛して、それを可視化して、広めていくというようなことを、研修会実施後に行った学校があったようです。

リーダーとなった子どもたちが、いじめを取り締まるようなことではなくて、いじめが起きにくい集団をどのようにしてつくっていけばいいのかとか、クラスの中で、集団の中で、ルールとかリレーションを自分たちの力でどう高めていくのかとか、そういった論点が子どもたちの視点では一番大事なのではないかと考えています。

○高橋委員

私も長く行政にいたので、お立場は大変よくわかります。というのは、これだけいじめが社会的に注目されると、報道機関も含めて、何かあれば「対応策として、何かしないのか」ということに社会全体がなってしまいますから、教育委員会としては、どうしてもアライブづくりのようなことを行わざるを得ない部分があるということはいくわかります。

しかし、キャンペーン等は、お金を使って行う以上、次に「効果はどうでしたか」と必ずくる世の中です。そうすると、効果を測ること自体が、また教員の負担になります。こういったことを、私は、行政が盾となって、やらないことにはやらないとはっきりしなきゃいけないと思います。仙台市教育委員会は、これだけたくさんの方の事業をやっている、その多くは、当然、現場が担当しているわけで、これは大変なことだと思います。こうしたキャンペーンみたいな、はっきり言って効果など測りにくいもの

にも、やたらうるさく「効果はどうでしたか」と言えば、必ず学校では生徒にアンケートなどをして、それを集計してというようなことになるわけで、そういうことが積み重なって、今日の学校教員のよく言われる「疲弊」や子どもたちと接する時間が足りなくなることになるのです。教育委員会が盾となって、やらないことはやらないという見識は、今、いじめ対策では大変大事なことだと思っています。

○藤原委員

私は行政に携わる人間として、事業をやる上でのPDCAサイクルがどうなっているかが気になります。こうした取り組みをして、どういった効果があったのか。それから、事業をやった上での負担。先ほどからお話しされている、参加者の負担はどうだったのか、そうしたチェックをしているのか、そのチェックから次につながる行動をしているのかといったことをお伺いしたいなと思います。

○庄司委員

児童生徒に対する教育とか啓発といったときに一番大事なことは何かというところは、教育論としてはわからないのですが、法律家の立場から言うと、どこからどこまでが「いじめ」なのか、どこからが「いじめ」と言われるものなのかというところで、児童生徒によって大分認識が違うということがあると思います。藤原委員が、学校に授業などで行かれているというお話があったと思いますが、弁護士会でも、いじめ関係の出前授業で学校に行っています。そこで「どういう行動がいじめだと思うか」と聞いてみると、子どもたちはそれぞれ全然違う回答をする。要するに、やられた側が嫌だと思ったらいじめだよというのが今の法律上の定義ですから、自分が嫌だと思う行動と相手が嫌だと思う行動がずれるというのは、これは当然なわけですね。私がよく使っているのが、黒板の前で歌を歌うのが「あり」の人と「なし」の人、あるいは毎日絵を描くのが「あり」の人と「なし」の人がいる。絵を描くのは好きだけれども、歌うのは嫌だという人は、後者を嫌だというし、逆の人もいるわけですね。そうしたときに、自分は歌うのが楽しいから、じゃあおまえもやれよというように誘うこと、それが毎日続けば、嫌だと思っている人は本当に嫌なわけですから、やっている側は何気なくやっているのだけれども…ということは当然あり得る話。そういうのが積み重なっていくというのが、氏家委員の言うゆがみ、ひずみに繋がってくるんだろうというふうに思います。

前置きが長くなりましたが、「いじめ」という言葉を使って話を進めようとする、どうしても子どもたちは、「いじめ」というのは弱い者いじめというようなイメージからスタートしてしまうと思います。やられている側が嫌だと思っていることはしてはいけない、自分がやられて嫌なことではなく、相手がやられて嫌なことはダメなんだということがどこまで伝わっているのかというのが一番重要なポイントだろうという気はします。そこをいかに伝えていくかが、未然防止のための啓発として一番重要であって、「いじめ」という言葉を使っていくら教育したところで、ずれが生じてくるのではないかという気がします。少なくとも昔は「『いじめ』だからダメだよ」という教育はしていなかったと思います。「相手が嫌がっていることだからダメだよ」という指導を、恐らくされていたと思うのですが、それが「いじめ」という言葉がひとり歩きし始めたときに、学校現場でどのように指導が変わってきたのか、あるいは変わってないのかというところは、現場の先生方からご意見をいただいたほうがいい

と思います。

○木村会長

即答がかなり難しいと思うので、次回まで、それぞれから出されたことについてのお考えとか、今のいじめをどう捉えるかというふうなことも含めて、回答いただきたいと思います。

それでは、次に「(2) 学校体制の整備、支援、教員等の資質向上等」、ここについてはいかがでしょうか。

○庄司委員

いじめ対策専任教諭の配置であるとか教職員相談支援室の設置というところというのは、事業としては非常にいいことだろうと思います。この点、資料では、教職員相談支援室の相談内容について、「人間関係、子育て、業務、学校行事等」という記載があって、いじめの話は出てきていない、一方で、「ストレス等の捌け口としての一定の成果」という記載があります。直接的にいじめのところには繋がっていないように見受けられるのですが、実際どのような相談あるいはストレスが寄せられているのかというところを確認させていただければと思います。

○事務局（教職員課長）

昨年度、全体で46件の相談があり、いじめ対応に関する相談は1件でした。今年度は、9月末までに25件の相談があり、いじめ対応に関する相談は2件です。この支援室は、いじめ対応等の相談がメインではありますが、そのほかの学級運営や、不登校、保護者対応などの相談の方が多い状況です。

○庄司委員

いじめ対策専任教諭の資料だと、成果の欄に「加配による副次的な効果」「教員の負担軽減」と書かれていますが、もともといた人数、必要とされる教員の数に加えて、1人追加で配置したという形ですか、それとも、置いてください、ということにはしているが、人数は変わらないのでしょうか。

もう一点は、その配置された方が、いじめの問題について専任でやれるという状況があるのでしょうか。

○事務局（教育人事部長）

中学校のいじめ対策専任教諭は、基本的には1名の加配です。ただし、特別支援学校も含めて65校全てに加配ということがなかなか難しい状況でしたので、それまでにつけていた児童生徒支援加配を活用するという学校も若干ありました。そうした学校については、純粋に加配ということが出来なかったことから、市費で非常勤の講師をさらに加配するような形で補う体制を整えたところです。

それから、いじめ対策専任教員に当たっている教員ですが、昨年度も今年度も、中学校では75%が生徒指導主事と兼任しているという状況でございまして、これまでも生徒指導主事として中心的に対応してきた力量のある教員をいじめ対策専任教諭に充てているという状況が見てとれるところです。

○庄司委員

学校現場の話になると思いますが、生徒指導主事なり教務主任なりというところに、いじめ対策という名目で肩書きがつくと、その先生の負担は増えるものですか。

○笛木委員

その関係で私も質問したかったのですが、もともとの生徒指導主事の方は、東京都では生活指導主任と呼んでいるのですが、持ち時数の軽減というのはないのですか。

○事務局（教職員課長）

学校の事情により様々かと思いますが、いじめ対策専任教諭の加配前でいいますと、学校によっては生徒指導主事が学級担任をしている学校もあれば、学年主任と兼ねている学校もあるということです。時数についても、15～16時間を上限というような形になるのが望ましいのですが、学校によっては、学級担任としての時数を考えますと、それよりも多い状況で生徒指導主事を務めていたという学校もあると認識しています。

○笛木委員

東京都の生活指導主任は、担任をしていようがいまいが、8時間から12時間程度の軽減が必ずあって、持ち時間の上限というのは教科でいうと、担任をしていないと週に20時間くらいだと思うのですが、週に20時間のところから、例えば8時間軽減で週の授業は12時間、というくらいが普通の持ち時数の感覚です。そこにさらに、いじめ対策専任教諭の役割が加わると、きっと大変ですね。

もともと生活指導主任をしていれば、いじめ対策の話もやっているでしょうが、この仙台市のいじめ対策専任教諭の持ち時数の上限、10時間程度というのは、普通に仙台市で言う生徒指導主事をやっている人の授業の上限と同等だなど。両方の役割がかぶると、1週間、授業何もやらないでこれに専念してということになる。神奈川県では、生活指導に関わる教員は授業全く持たないというケースもあるものですから、ここはどうなのかなという気はします。

○木村会長

学校規模もあると思うのですが、加配もあるということで、そのあたりを具体的にお話いただけますか。

○事務局（教職員課長）

いじめ対策専任教諭につきましては、資料5の7ページにありますように、学級担任はしておらず、持ち時数の目安を大体10時間、上限でも15時間というふうに設定しましたので、これまでの生徒指導主事の持ち時数とか校務分掌からすると、むしろ減っていると。加配をすることによって軽減されたと考えています。ただ、生徒指導主事の業務といじめ対策専任教諭としての業務が重なることによつての負担感はあるという声が、学校からも上がっているところです。

○庄司委員

学校に行って話をさせていただくと、先生方の中でも、「いじめ」かどうかを基準にして、指導するかどうかを考える方が少し多くなってきているのかなと感じるところがあります。本当にその行為が受けている側にとって辛い行為であるということであれば、全部「いじめ」だということになるわけですから、「いじめ」という言葉にとらわれなくて、辛いと言っている子どもたちの声を拾い上げられるような体制をつくらなければいけない。そのためには、「いじめ」という言葉にとらわれなくて、きちんと、辛い思いをしている子どもたちと向き合えるだけの余裕を先生方が持てるようにしなくてはならないと思います。

その意味で、教職員相談支援室が出来て、ストレスとか悩みとかを発散し、あるいは

は相談できるというのはとても良いことだろうとは思いますが、ただ、結局使われているのはそんなに多くないということだとすると、結局、先生方が業務過多の中で大変な思いをしているままになってしまい、子どもたちに目を向ける余裕がなくなってしまうということになりかねないと思うので、先生方もその勤務の状況をいかに軽減するか、軽減をすることによって子どもたちを見る時間を増やすかというようなところを1つ考えなくてはいけない。

あとはもう一つ、最初に申し上げた、学校の先生の「いじめ」というものに対する認識を、もう少し広く持っていただくことが大事かなと。これは氏家委員のお話で言うと、ゆがみ、ひずみというものを全部拾い上げていくという覚悟をきちんとしていただくというところで、これはいじめじゃないからと放置するのではなく、そういうところをきちんと担っていただくというような意識の啓発というのが未然防止には必要かなという気がします。

○高橋委員

学校の中の色々な取り組みと同時に、地域あるいは家庭への対応だとか、そういったものの研修も必要と考えているという説明がありました。今お話しになっているのは、多くは学校の中のことなのですが、私が必要だと考えているのは、やはり家庭や地域との関わりをどうやって強めていくか、そして、家庭や地域の協力をいかに得て、先生方の負担軽減とまではいかないにしても、もう少し仕事がしやすい、あるいは効果ある取り組みが学校内でできるような体制をつくることです。

私は、社会教育関係に長く関わっているのですが、仙台市の嘱託社会教育主事制度というのは全国的に大変有名で、高く評価されている制度なのですが、その教員が、このいじめ対策の中で、どう位置付けられ、あるいは今どんな活動をしているのかというあたりを、お聞きしたいと思っています。私はこの社会教育主事さんたちの研修会に何回かお招きいただいて、先生方から学校の状況などをお聞きしているわけですが、大変素晴らしい先生方がたくさんいると思っています。例えば専任教諭の配置などもよいとは思いますが、現に学校の中にいる力量のある先生方がいじめ問題でどのような役割を果たしているのか、ということとをぜひ、この会議の中でお聞きしたいと思っています。

○庄司委員

質問ばかりで申しわけないのですが、地域を巻き込んだ研修を、といったときに、地域に仙台市として何を期待しているのかがわかりませんでした。次回で結構ですので、そこをはっきりさせていただければと思います。

○木村会長

まだまだご意見があると思うのですが、今日出された意見に対して、具体的に答えられる部分と答えられない部分があるかもしれません。そのことについて明らかにしていただいて、次のステップに進んでいくというような形にしたいと思っています。今日出されたお考えはとても専門的なご意見ですので、ぜひ次回までにおまとめいただいて、お願いしたいと思っています。

それでは、「(3) 保護者に対する啓発」についてお願いします。

○高橋委員

地域に対して、具体的にこうして欲しいというふうなことは、なかなか学校として

言えないと思うのですが、これだけ一生懸命やっている学校の取り組みを、地域にももう少し広く理解される、そうした取り組みというのはとても大事ではないかと思います。先生方が仕事をしやすくする、いわば条件、環境づくりですね。そのことが、本日の資料や説明の中では、あまりにも薄いのではないかということ強く感じました。

保護者は、学校とそれなりに密な関係があると思うのですが、私が地域というのは、その保護者を越えた幅広い市民ということですが、そこにどう迫るか。それをやっておかないと、何かあると、些細なことでも「何をやっているんだ」ということになって、一層先生方を追い詰めるということだと思います。そのあたりを、施策としてこれからきちんと立てていかななくてはならないのではないかと思います。

○氏家副会長

今、高橋委員のお話を伺っていても思うのですが、私はまさに今、自分が保護者であり、地域の人でもありますが、他方では、自分は保護者ではないとしても、学校の近くに住んでいる人にとっては、地域の学校が頑張ってくれると勇気をもらえますし、あるいはその学校が何かよくないことをしてしまうと、周りまでが一緒になって嫌な思いをするような関係性があるというのが、地域社会のひとつの本音だと思います。日本の地域社会の実情だと思いますし、特に日本はそれがあると思います。また、仙台の場合はそれが極端ではないかと思います。仙台でずっと生まれてきて、親御さん自身も、その両親も仙台という方もいれば、転勤等で来てそのまま定住した方や、極端な場合は転勤で来て、そのまますぐ転居してしまうという方なども、仙台の地域性の特徴としてあると思います。しかし、多かれ少なかれ、仙台への思いを持ち続けていることになります。いじめの問題にだけ私たちは目を奪われてしまいがちですが、地域の学校が、あの学校、頑張っているなど感じられると、地域の方々はいろいろ応援しようとか、何か関わろうという思いにもなるかと思いますが、逆に、何か学校が良くない話題が伝わると、あそこの学校は・・・と見られてしまい、負の連鎖がどんどん起きてしまって、子どもたちも行きたがらなくなる、さらにその周りの人たちにも波及して、些細なことまでが小さなとげのようになってしまうようなところがあるかと思います。いじめに目を配らなければいけないのは当然なのですが、それだけではなく学校自体が、その地域の人たちに誇りと思われるような学校づくりを、保護者ではない近隣の大人たちにもアピールされるような取り組み、たとえば冒頭で話が出た、学校支援地域本部事業など、そういう活動が、もう少しいい形で伝わっていると、いじめの問題に限らず、プラスの連鎖が起きるのではないかなという思いがあります。そのような形で、地域社会、コミュニティ、保護者も含む学校の周辺の人たちをどう巻き込むかということを考えていくのが、遠回りのように見えて、実はいじめ対策としてもとても有効なのではないかと思うのです。

ちょうど1か月くらい前にある経済誌に「ブラック化する学校」「学校が壊れる」というような特集があり、「学校の先生は、学校の中のことには敏感けれども、学校の外のことには非常に鈍感である」といった記述があって、どうしても勤務先の学校が遠方であれば、校内には敏感だけれども、その校門から外で何が起きているかについては鈍感になってしまう傾向もあるといったことが書かれていて、このことをあちこちで話すと皆さん「そのとおりだ」みたいな感じで笑うんですね。いじめの問題だけを前面に出すのではなくて、いじめの問題も含めた上で、学校とその周辺の地域社

会がいかにうまくいくかということを考えていくのが、回り回って先生方の働きやすさとか子どもたちが楽しい学校になるということにも繋がるのではないかと、どこかに活かしていけるようにするといいいのかなど。いじめに特化し、一面にだけ捉われすぎると、かえって見えなくなるのではという気がします。

○木村会長

私もお二人の委員に賛成です。義務教育は、私は地域の学校だと思っていますので、土台ができていないところに学校だけがあつてうまくいくかという、そうではない。教育は学校だけではないとも思っていますので、いじめを育まない家庭や地域をどうつくっていくかということ、当然、学校にも責任はありますけれども、どのように地域をつくっていくか、地域のコミュニティをつくっていくかということが、大きな問題として大事なのではないかと考えています。

それでは、次いで、「2 いじめの早期発見に向けた取り組み」以下の項目について、事務局より説明願います。

○事務局（教育相談課長）

（資料5 2.いじめの早期発見に向けた取り組み

3.いじめへの対処としての取り組み

4.教育局の体制強化 に基づき説明)

○木村会長

まず「2.いじめの早期発見に向けた取り組み」についてはいかがでしょうか。
(特に意見なし)

「3.いじめへの対処としての取り組み」についてはいかがでしょうか。

○庄司委員

実際に学校が把握したいじめへの対処ということだと思のですが、具体的にそのいじめ等の被害に遭い、あるいは辛いと言っている子どもたちが、具体的に誰にどのように助けてもらえるのかというところが、制度としてよくわからないというのが正直あります。仙台市として、具体的に辛い思いをしている子どもたちをどのように助けようと思っているのか、その制度設計としてどのようなものを考えているのかというのが1つあります。

もう一点は、辛いという思いが、校内の人間関係ということであれば、当然、対立当事者というのが出てきますので、その対立当事者に対する指導と被害者のフォローを制度的にどのように組み立てようと思っているのかというところが一番重要なところだろうと思っています。

○事務局（教育相談課長）

教育委員会としても、「いじめ」という括り言葉ではなく、事実が何であったのか、それに対して、その児童生徒がどういう受けとめをしているのかを、一番大切に考えています。その事実に基づいて、丁寧な聴き取りが双方から必要になるわけですが、その聴き取り結果をまず保護者に伝えて、学校としての対応プランも併せて伝えて、ご理解をいただいた上で、双方の子どもたちにその後の指導をしていきます。関係修復の場面なども学校現場として責任を持って進めていって、その後のアフターケア、フォローについても対応プランを保護者と共有しながら進めていく、組織で共有して、

保護者とも情報共有して、ご納得いただきながら子どもを第一の視点にして進めていくというようなスタンスで、これまでも取り組んできたところです。

○庄司委員

自死事案があったといったときの当事者というのは、仙台市も含まれているわけですね。そうすると、仙台市も当事者だよという意識というのは、今のお話からすると、ないということになると思うのです。どういうことかということ、学校の中での対応として適切な対応がなされているのかどうかというチェック、外部からチェックすることが必要なのかどうか、という判断をいつするのか。先ほど「制度としては」とあえて申し上げたのはその部分です。

学校に対する不満が出てきて、どう対応するかといったときには、この時点で既に学校が当事者ということになりますので、それも学校が全部主体的になって対応するのか、仙台市としては対応を学校にお任せするのか、そうではなくて、教育委員会が出ていく形にするのか、それとも外部の組織を活用するというイメージでいるのかという部分が、非常に重要だと思います。学校の中で処理が出来ているというのであれば特に問題はないのかもしれませんが、そういう場面ばかりではないだろうと思いますので。

○事務局（教育相談課長）

学校の対応で、保護者が不満に思われるといったケースは少なからずありまして、そういったケースについては教育委員会に直接保護者から連絡があることもあります。また、学校からこうした案件でこじれているというような情報提供がある場合もございます。そうした場合には、教育委員会としても保護者のお話を直接受けるなどしながら、関係修正を図ります。第一義的には、学校で対応していただくのが一番いいとは思いますが、教育委員会として直接的に介入するようなケースもございます。

○木村会長

学校の対応がたくさんあり過ぎて、それをどのように教育委員会と連携してやっているのかということだと思うのですが、そのあたり、もっと具体的なことがあったら次回にお出しいただきたいというふうに思っています。

それでは「4 教育局の体制強化」について、いかがでしょうか。

○庄司委員

スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）とスクールカウンセラー（以下「SC」）は、仙台市という立場の方なのか、それとも外部の第三者という立場の方なのかというところが、1つ問題になるかなと思います。つまり、SSWとかSCが、何らかの活動をした結果として事態が大きくなってしまいうというケースもないわけではないと思うのですが、そうなったときに、仙台市が責任を負うのか、それともSSWやSCが責任を負うのか、そのあたりの制度を伺いたいというのが1点です。

もう一つが、学校サイドからは、SSWやSCがどのように受けとめられているのかなというところが、実は少し気になっていました。外部の方がしゃしゃり出てくるのは嫌だというような感覚をお持ちの方も結構いらっしゃるのではないかなと思って、この点、学校の現場の空気感というところです。

○事務局（教育人事部長）

まず、SSW、SCは、教育委員会に配置されている非常勤嘱託職員という扱いに

なっております。ですから、仮にSSW、SCの対応で何かしらの問題が生じた場合には、それは教育委員会の責任というような形になります。

教育委員会に配置ということになっていきますので、外部の者がしゃしゃり出てというような感じよりは、むしろこういった人員について、さらに人員を増やして、色々な処理に当たってほしい、むしろ処理待ちのような形で、なかなか回ってこれないというような状況であり、現場サイドからは不満が生じているというようなこともあるという認識です。

○笛木委員

中教審の答申で「チーム学校」という概念が出てきて、これまで学校で起きた問題を解決するのに、教員が何でも屋のように手を広げてやってきたところが、時代が進んできて、専門家の力を学校の中に入れていただくということで、SCに関しては、もう学校に配置され始めてから10年以上経過していますので、学校に配置されているSCを教員がよそ者だという目で見ることはないと思います。

SSWは比較的新しく、私がいる大田区だと平成26年度に初めて配置されて、今年度は5人まで増えましたがSSWが一体何をやる人かということが、中にはわかってない先生ももしかするといるかもしれないという状況です。ただし、とても需要が増えていて、大田区では小中あわせて100校弱のところ5人配置されていて、足りなくてどうしようもないから増員してほしい、しかし、予算の問題があるというところです。仙台市に189校あって5人だと、やはり足りないだろうと。不登校の問題もあるし、特別支援教育の問題もあるし、いじめとか貧困とかそのあたりを全部ひっくるめて、SSWが、関係機関と学校を繋げてくれる役割を担っていただいているので、そういう意味では、よそ者というよりは、とてもありがたく、力を出していただいているという感覚です。

○氏家副会長

SCは平成7年から国の調査活用事業という形でスタートしましたので、よく浸透しているものと理解しています。SSWは、業務内容を、まだ先生方もよくわかっていない部分があるのではないかと思うので、本日参考配付されたパンフレットはとても良いと思いました。今、宮城県で同様のものを作っていて、先生方向けに、こういう場合はSCをお願いしましょう、こういう場合はSSWの活用が図れるのではないのでしょうかといったことが分かるようにしようとしていて、その完成版を見させてもらったような思いがあります。

SSWについては、やはり圧倒的な数の少なさがあり、少ないうちは先生方もなかなか利用しにくいし、どういう場合に頼める人なのかかわからないということもあると思います。同時にSCの場合も、古くて新しい課題の一つなのでしょうが、先生がSCに頼んだとして、肝心のSCが困難な状況にある子どもの話は聞いたものの、そこから先は守秘義務ということで連携が取れなければ、何の解決にもならないと思うのです。SCも、臨床心理学やカウンセリングの領域だけで片付かない事案になりそうなときに、校内でどのような連携をするか、教育委員会にもすぐ情報がもたらされるような仕組みをつくっておく必要があると思います。私はこっちのほうが深刻だなと思って見えています。話はとてもよく聴いたのだけれども、SCご自身がどのように次の一手を打っていいのかがわからないので、校長先生に報告するタイミングを逸して

しまうような場合です。いじめだけではなく、虐待の場合もそうですが、S Cが、話を聴いた後に、次の一手をどう打つのか。S Cが全部背負うものではなく、校内や教育委員会にどういったバックアップを求めていくかというあたりも考えなければいけないと思います。

S S Wは、まだ本当の意味での機能、業務が明確でない部分が多いと思いますので、試しながらやっていかなければいけません。その一つ一つで、うまくいった事例はいい参考事例になるし、うまくいかないという場合は、なぜ結果がうまくいかなかったのかを吟味する必要があると思います。何よりも個々の先生や保護者にこのパンフレットをきちんと見ていただきたいと思います。ちなみに、このパンフレットが仙台の市立学校の児童生徒に配付されたとしても、我が家では見せられた覚えがないので、少なくとも保護者のもとには届いていないのではないかと思うと、大変もったいないように思います。

○木村会長

これは本当に重要なことで、いろんな方を配置すればそれでいいかということではなく、どのように機能するか、どのように実効性に結びつくかということ、教育委員会でも学校でも考えていかないといけないと思います。

(4) 体罰等アンケートの実施状況について

○木村会長

議事の(4) 体罰とアンケートの実施状況について、事務局より説明願います。

○事務局(教職員課長)

(資料6に基づき説明)

○氏家副会長

アンケート自体はとてもよく、非常に色々な意味で配慮され実施されたと思います。調査中、整理中であると思いますから、内容そのものに対する意見ではないのですが、例えば、体罰等についての定義ですが、アンケートでは、「児童生徒の身体に対する侵害や身体的苦痛を与えるような体罰及び教員による不適切な指導をいいます」とされていますが、私は、個人的には違うニュアンスを感じています。どうもあの先生は自分のやることに常に文句を言ってくると生徒自身が理解できていない場合や、自分は目をつけられているとだけ生徒が思っている場合は、生徒自身が指導されている意味がわかっていなければ体罰と同じ意味になっていると思います。仮にそれが、指導の方法的には間違っても、生徒の理解まで届いていない形で繰り返されると、生徒は逃げ場を失うことになると思います。本当に手を上げたり、心理的に追い詰めたりということは当然ダメですが、一方では、児童生徒にきちんと届いてない指導も、拡大して考えれば、私は体罰の一つだと思うのです。あの先生は自分のやることなすことに文句を言ってくるとか、あの先生は常に不公平な扱いをすると生徒が思ってしまう場合、この体罰の定義には当たらないかもしれませんが、生徒本人にとっても、周りから見ても、体罰になってしまっていることがあることを知るべきです。同じく、いじめも常にグレーであり、拡大して捉えておくべきです。どの行為が正しいとかダメとかではなく、子どもに鬱屈した思いだけが残っているとおかしい方に行くのではないかと思います。このアンケートは、とてもいい形で作ってい

ただいたと思いますが、先生の指導としては、きちんとやっていたかもしれないけれど、やはり子どもの心まで届いてない場合があるかもしれないということです。事例に即して考える段階では、方法的なものであるとか、一般論で言われる心理的なものだけでなく、なぜそれが生徒の心まで届かなかったのかというのを考えていくことで、本当の意味での体罰やいじめの見えにくい部分をよりいい方向に持っていけるのかなという気がします。いじめもそうですが、体罰も、やっている側はそうは思わなくても、されている側は深刻に感じていると思うので、ここに書かれている体罰の定義だけではないところに、一番厄介なものが潜んでいるような気がしますということを、意見として述べさせていただきました。

○笛木委員

東京都でも毎年、体罰に関するアンケート調査を生徒に対して行って、確認の作業をしていますが、それでもなくならないのが実情ですので、なかなか難しいなと思います。アンケートは今集計されている途中だと思いますので、結果も見せていただきながら、仙台市の実態のようなところが見えてくると、例えば教員の研修にしても、生徒に向けての心を鍛えるような授業の実施にしても、それに対する方法論が出てくるのではないかと思います。

○木村会長

この体罰のアンケートについては、今、進行している部分もありますので、後でまた結論が出た場合、我々に教えていただいて、委員の皆様からご意見をいただいていたというふうに思います。

以上で本日予定していた議事は全て終了しましたが、そのほかに皆様から何かございましたらお願いします。

○事務局（副教育長）

本日、私たちの気づかなかった観点も含めまして色々いろいろとお話をいただきました。いただいた課題については、次回までしっかりと対応したいと思いますし、また、仙台市特有の事情というものも色々ございますので、そういった点でわかりにくいことがあれば、また追加の形で説明させていただきたいと思います。

本日、いじめ、体罰の関係でお話しいただきました。まず、その定義という話から、それが現場まで浸透し、理解が進んでいるかということ、それから、教職員が認識している部分とそれが児童生徒の皆さんにそこまで伝わっているか、そういうところもかなり難しい問題だろうと思っています。

また、教職員の多忙化という話も何点かございましたけれど、我々が体制としてどうしていくかという部分も含め、本日いただいた課題は、いじめという切り口だけではなく、教育委員会が取り組むべき全体の課題の部分が多く含まれているかなというふうに捉えさせていただきたいと思います。

8 閉 会

○事務局（コンプライアンス推進担当課長）

本日の議事に関連して、さらにご指摘、ご意見等ございましたら、事務局までご連絡いただければ、次回以降にお示ししたいと思いますのでよろしくお願いします。